

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 内海福祉会

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止の根拠

介護保険指定基準上「サービスの提供に当たっては、入所者の『生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き』、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」とされており、原則として禁止されています。

●介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 行動を落ち着かせる為に、効精神薬を過剰に服用させる
- ・ 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する

(2) 緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、「入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められています。

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、日頃より利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解し身体拘束を行わないケアの提供をする事を原則とした上で、ケアの工夫のみでは充分に対処出来ない様な、「一時的に発生する突発事態」のみに限定します。

当然、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次に挙げる「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限り、必要最低限の身体的拘束を行う事とします。

●緊急やむを得ない場合の 3 要件

1. 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。

2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認します。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行います。

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定し行います。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・ 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・ 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- ・ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討をします。
- ・ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるをえない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の介助の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

身体拘束廃止委員会の構成員と役割

<p style="text-align: center;">施設長</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体拘束廃止委員会の総括管理 ・ ケア現場における諸課題の総括責任 			
<p style="text-align: center;">看護職員</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師との連携 ・ 施設における医療行為の範囲の整備 ・ 重度化する利用者の状態観察 ・ 記録の整備 	<p style="text-align: center;">生活相談員</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体拘束廃止に向けた職員教育 ・ 医療機関、家族との連絡調整 ・ 家族の意向に沿ったケアの確立 ・ 施設のハード・ソフト面の改善 ・ チームケアの確立 ・ 記録の整備 		<p style="text-align: center;">④ 介護支援専門員</p>
	<p style="text-align: center;">⑤ 栄養士</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経管栄養から経口摂取への取り組みとマネジメント ・ 利用者の状態に応じた食事の工夫 		<p style="text-align: center;">⑥ 介護職員</p> <p><役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する ・ 利用者の尊厳を理解する ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解 ・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに務める ・ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる ・ 記録は正確且つ丁寧に記録する

この委員会の責任者は施設長とします。

リスクマネジメント 身体拘束委員会の開催

- ・ 2ヶ月に1回定期開催します。
- ・ 必要時は随時開催します。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

ある利用者について身体拘束が必要と判断された場合は、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、その妥当性を検討します。検討には「利用者様の行動制限に伴う申請書」(※文書 1) を使用します。

(2) 身体拘束の可否の決定

検討会にて、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 要件を満たしているかどうかについて検討、確認します。

身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(※文書 2) を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(3) 利用者本人や家族に対しての説明

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(※文書 2) を使用して、内容と方向性、利用者の状態などを本人や家族に説明し、十分な理解が得られるよう努め、同意を得たうえで実施します。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、再度、行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

(4) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、身体拘束をおこなっている期間中は「利用者様の行動制限に伴う経過記録・再検討記録」(※文書 3) を用いて記録します。予め定められた頻度で再検討を行い、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は 2 年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(5) 拘束の解除

(4) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人や家族に報告します。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ・ 定期的な教育・研修(年 2 回)の実施
- ・ 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ・ その他必要な教育・研修の実施